事例No.	2539
公表年度	R5
団体の属性	中核市
団体名	大分県大分市

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・新たな政策手法の確立・活用 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	その他

事例内容・タイトル

水道料金の改定について

出典

令和５年度JFM地方公営企業セミナー（総合）

大分市上下水道局
水道料金の改定について

令和5年6月9日

大分市上下水道局　経営企画課



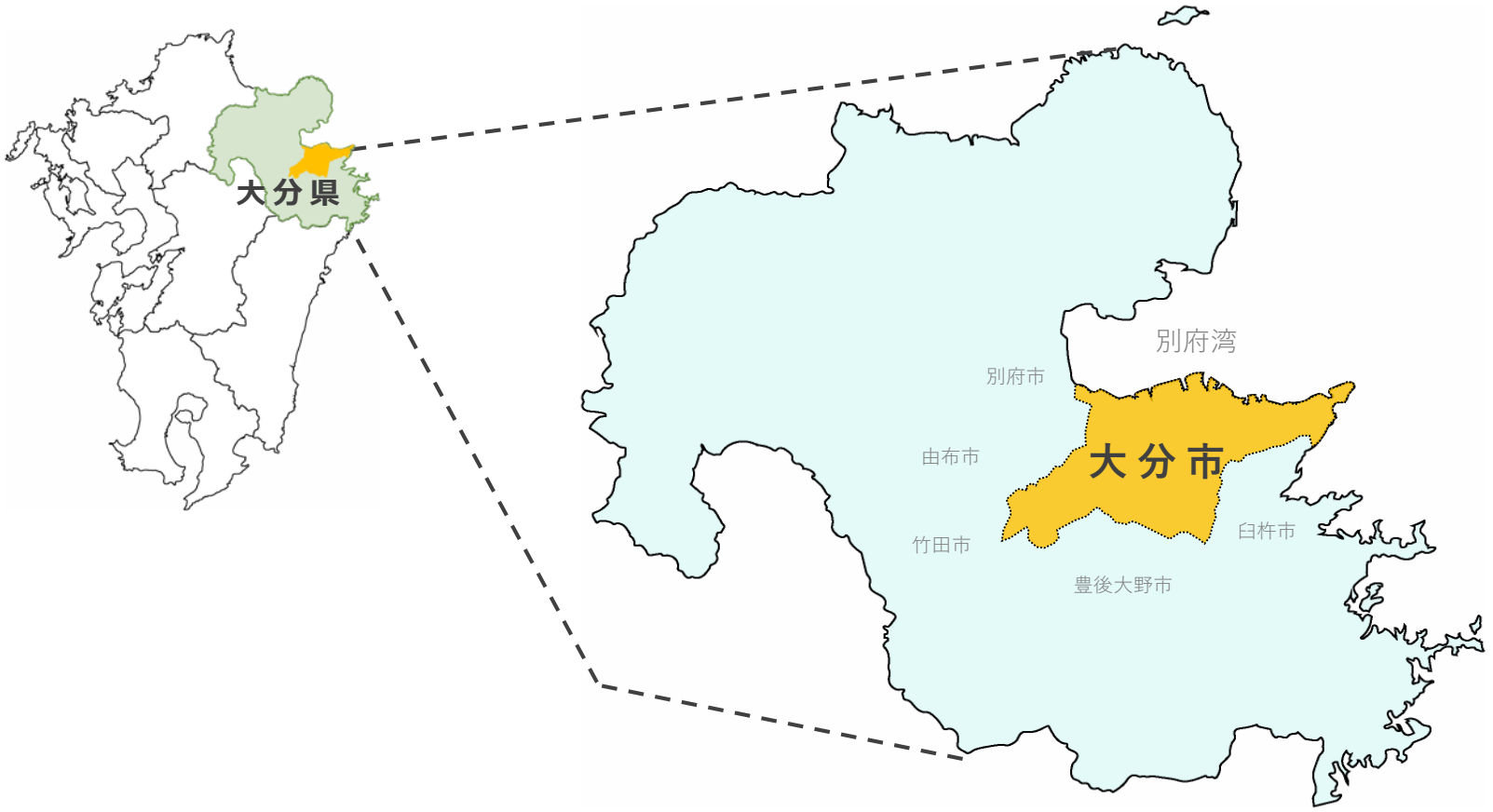
大分市上下水道局
マスコットキャラクター
「みずタン」

次第

1. 大分市の紹介
2. 水道事業の概要
3. 料金改定について
 - ①改定の背景
 - ②料金改定の考え方
 - ③改定の内容
 - ④改定による効果
4. 作業スケジュールと周囲への説明
5. 今後の課題



1.大分市の紹介①



【面積・人口・世帯数】（令和3年度末時点）

行政面積 ： 502.39 ㎢
行政人口 ： 476,386 人
世帯数 ： 227,321 世帯

【位置】

本市は、アジア太平洋諸国に近接し、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

【地勢】

本市の地勢は、高崎山をはじめとして山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。

また、これらの山々を縫うように一級河川である大分川、大野川が南北に走り、別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川のすべてがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。



1.大分市の紹介②

製造品出荷額等

資料：平成30年・2019・2020年工業統計調査

九州　2017年～2019年*1*位

（単位：兆円）

2017年			2018年			2019年		
順位	自治体	製造品出荷額等	順位	自治体	製造品出荷額等	順位	自治体	製造品出荷額等
1	**大分市**	**2.57**	1	**大分市**	**2.87**	1	**大分市**	**2.77**
2	北九州市	2.13	2	北九州市	2.33	2	北九州市	2.32
3	京都郡苅田町	2.00	3	京都郡苅田町	1.97	3	京都郡苅田町	1.73
4	宮若市	1.00	4	宮若市	1.23	4	宮若市	1.29
5	長崎市	0.58	5	中津市	0.64	5	中津市	0.64
6	中津市	0.58	6	福岡市	0.58	6	福岡市	0.58
7	福岡市	0.57	7	長崎市	0.52	7	熊本市	0.46
8	熊本市	0.47	8	熊本市	0.46	8	都城市	0.45
9	都城市	0.45	9	都城市	0.45	9	長崎市	0.45
10	諫早市	0.42	10	諫早市	0.42	10	合志市	0.43

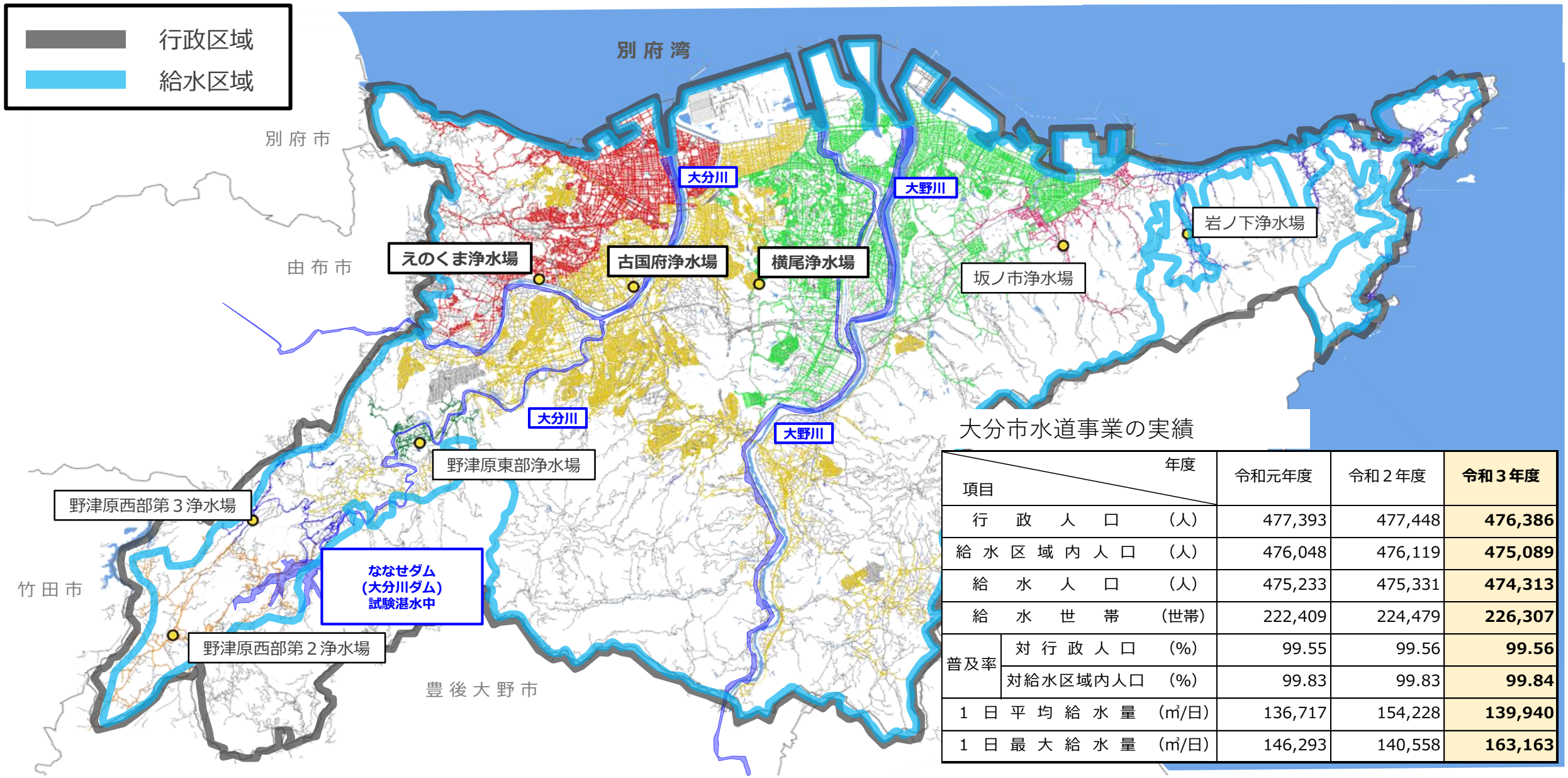
全国　2017年*15*位　2018年*14*位　2019年*13*位

（単位：兆円）

2017年			2018年			2019年		
順位	自治体	製造品出荷額等	順位	自治体	製造品出荷額等	順位	自治体	製造品出荷額等
1	豊田市	14.59	1	豊田市	15.36	1	豊田市	15.17
2	川崎市	4.09	2	市原市	4.44	2	川崎市	4.08
3	横浜市	4.00	3	倉敷市	4.38	3	市原市	4.07
4	市原市	3.98	4	川崎市	4.20	4	横浜市	3.93
5	倉敷市	3.68	5	横浜市	4.05	5	倉敷市	3.88
6	大阪市	3.68	6	大阪市	3.82	6	大阪市	3.57
7	堺市	3.52	7	堺市	3.63	7	堺市	3.48
8	名古屋市	3.49	8	名古屋市	3.58	8	神戸市	3.42
9	神戸市	3.26	9	神戸市	3.44	9	名古屋市	3.30
10	広島市	3.21	10	四日市市	3.27	10	広島市	3.10
11	四日市市	3.06	11	広島市	3.17	11	太田市	2.99
12	太田市	2.94	12	太田市	2.92	12	東京特別区	2.93
13	東京特別区	2.91	13	東京特別区	2.92	13	大分市	2.77
14	京都市	2.61	14	大分市	2.87	14	四日市市	2.76
15	大分市	2.57	15	京都市	2.67	15	岡崎市	2.58



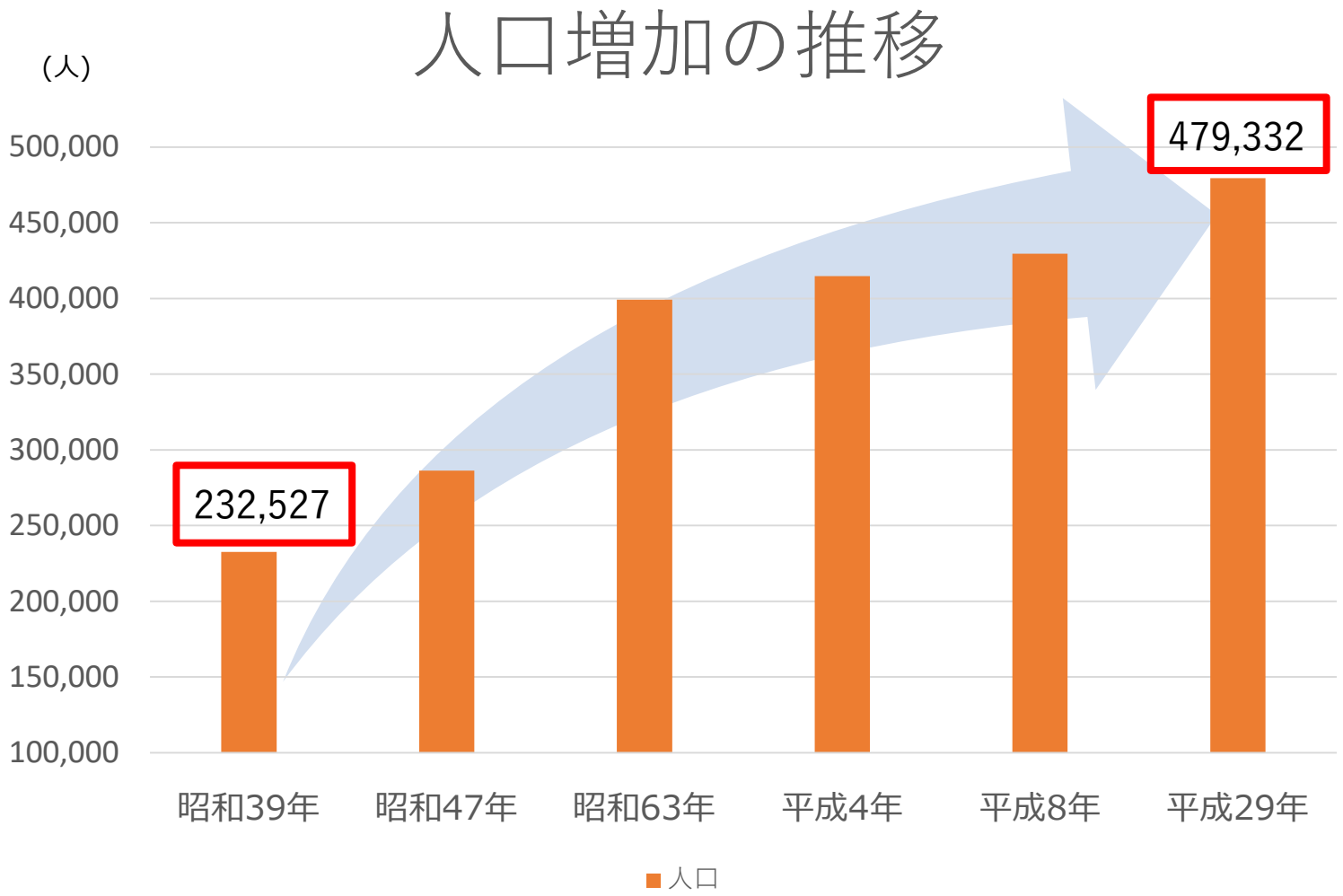
2.水道事業の概要について(全体)



大分市水道事業の実績

項目 ＼ 年度		令和元年度	令和２年度	**令和３年度**
行政人口	(人)	477,393	477,448	**476,386**
給水区域内人口	(人)	476,048	476,119	**475,089**
給水人口	(人)	475,233	475,331	**474,313**
給水世帯	(世帯)	222,409	224,479	**226,307**
普及率	対行政人口 (%)	99.55	99.56	**99.56**
	対給水区域内人口 (%)	99.83	99.83	**99.84**
1日平均給水量	(㎥/日)	136,717	154,228	**139,940**
1日最大給水量	(㎥/日)	146,293	140,558	**163,163**

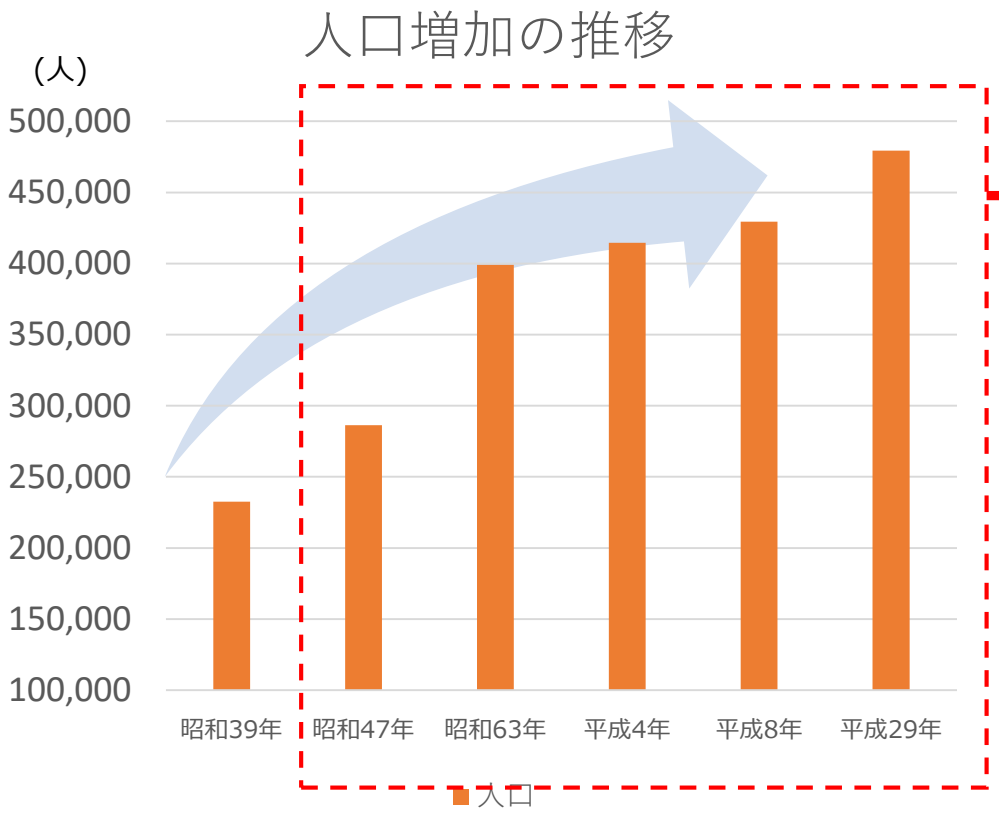
2.水道事業の概要について(料金体系)



大口需要者の
需要抑制に作用する
逓増型料金の採用



2.水道事業の概要について(料金体系)



	昭和47年	昭和63年	平成4年	平成8年	平成29年
最高単価（円/㎥）	43	285	445	500	385
逓増度	1.30	2.48	3.87	4.03	3.10

逓増度平均値（令和3年度）	2.5

※上記平均値は令和4年度に当市が中核市を対象に行った照会における回答値から計算

大分市の課題

<u>大口利用者と小口利用者の負担格差の緩和</u>



３.料金改定について

①料金改定の背景

・前回改定(平成29年)から5年が経過していた

→新型コロナウイルス感染症の影響による、通常の見直し時期（4年毎)から1年の遅れ

・ななせダムの運用開始に伴い安定水利権３５，０００㎥/日が確保され、これまで以上に多量の水道水を安定的に供給することが可能となった

→料金体系による水需要抑制の必要性の低下



３.料金改定について

②料金改定の考え方

●総括原価方式による費用の算出

・令和5年から令和8年間を算定期間として算出

・各年の費用に資産維持費1%相当額（10億円/年)を加算

●課題解決に向けた従量料金体系への反映

・人口減少社会における、将来の安定的な水道料金収入の確保

・地下水利用者の水道水利用回帰へのきっかけ

負担格差緩和による水需要喚起のための減額改定



3.料金改定について

③料金改定の内容

・旧料金体系

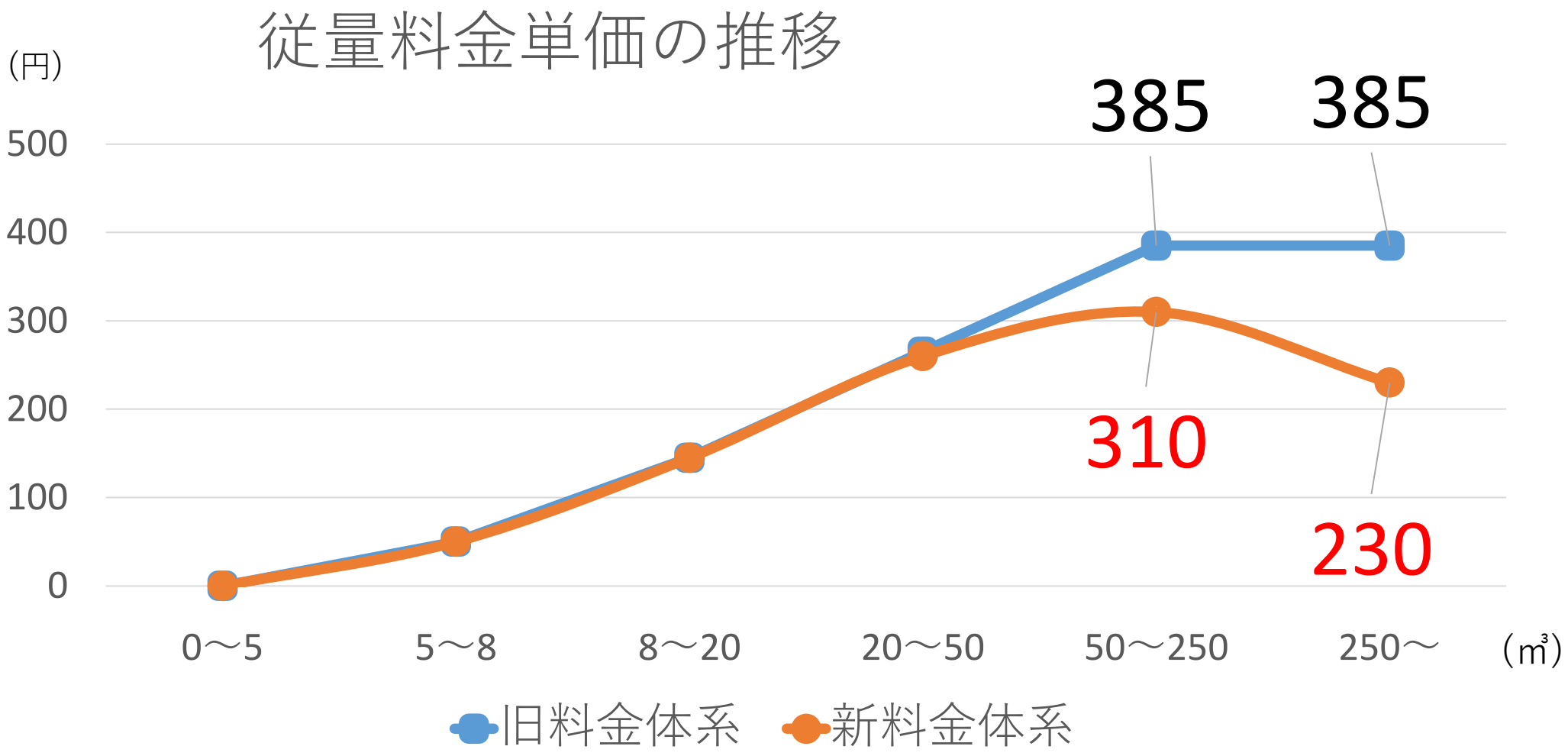
用途	メーターの口径	基本料金（1月につき）	従量料金（1月につき） 第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用	13mm	5㎥まで 800円	5㎥を超え8㎥まで 50円/㎥	8㎥を超え20㎥まで 145円/㎥	20㎥を超え30㎥まで 265円/㎥	30㎥を超え50㎥まで 295円/㎥	50㎥を超える部分 385円/㎥
	20mm	1,160円					
	25mm	1,430円					
	40mm	4,800円	1㎥から20㎥まで 230円/㎥				
	50mm	8,600円					
	75mm	17,500円					
	100mm	28,000円					
	150mm	61,500円					
	200mm	95,200円					
浴場用		150㎥まで 10,600円	150㎥を超える部分 95円/㎥				
船舶用			230円/㎥				
臨時用			385円/㎥				

・新料金体系（令和5年4月1日～）

用途	メーターの口径	基本料金（1月につき）	従量料金（1月につき） 第1段	第2段	第3段（旧第3・4段）	第4段（旧第5段）	第5段（新設）
一般用	13mm	5㎥まで 800円	5㎥を超え8㎥まで 50円/㎥	8㎥を超え20㎥まで 145円/㎥	20㎥を超え50㎥まで 260円/㎥	50㎥を超え250㎥まで 310円/㎥	250㎥を超える部分 230円/㎥
	20mm	1,160円					
	25mm	1,430円					
	40mm	4,800円	1㎥から20㎥まで 230円/㎥				
	50mm	8,600円					
	75mm	17,500円					
	100mm	28,000円					
	150mm	61,500円					
	200mm	95,200円					
浴場用		150㎥まで 10,600円	150㎥を超える部分 95円/㎥				
船舶用			190円/㎥				
臨時用			230円/㎥				



3.料金改定について


従量料金単価の推移
(円)
500
400
300
200
100
0
385
385
310
230
0～5
5～8
8～20
20～50
50～250
250～
(㎥)
旧料金体系
新料金体系

３.料金改定について

④改定による効果

・逓増度の緩和による不公平感の解消（旧料金表　3.1→新料金表　2.5）

中核市順位　　20位/59市　→　**31位**/59市

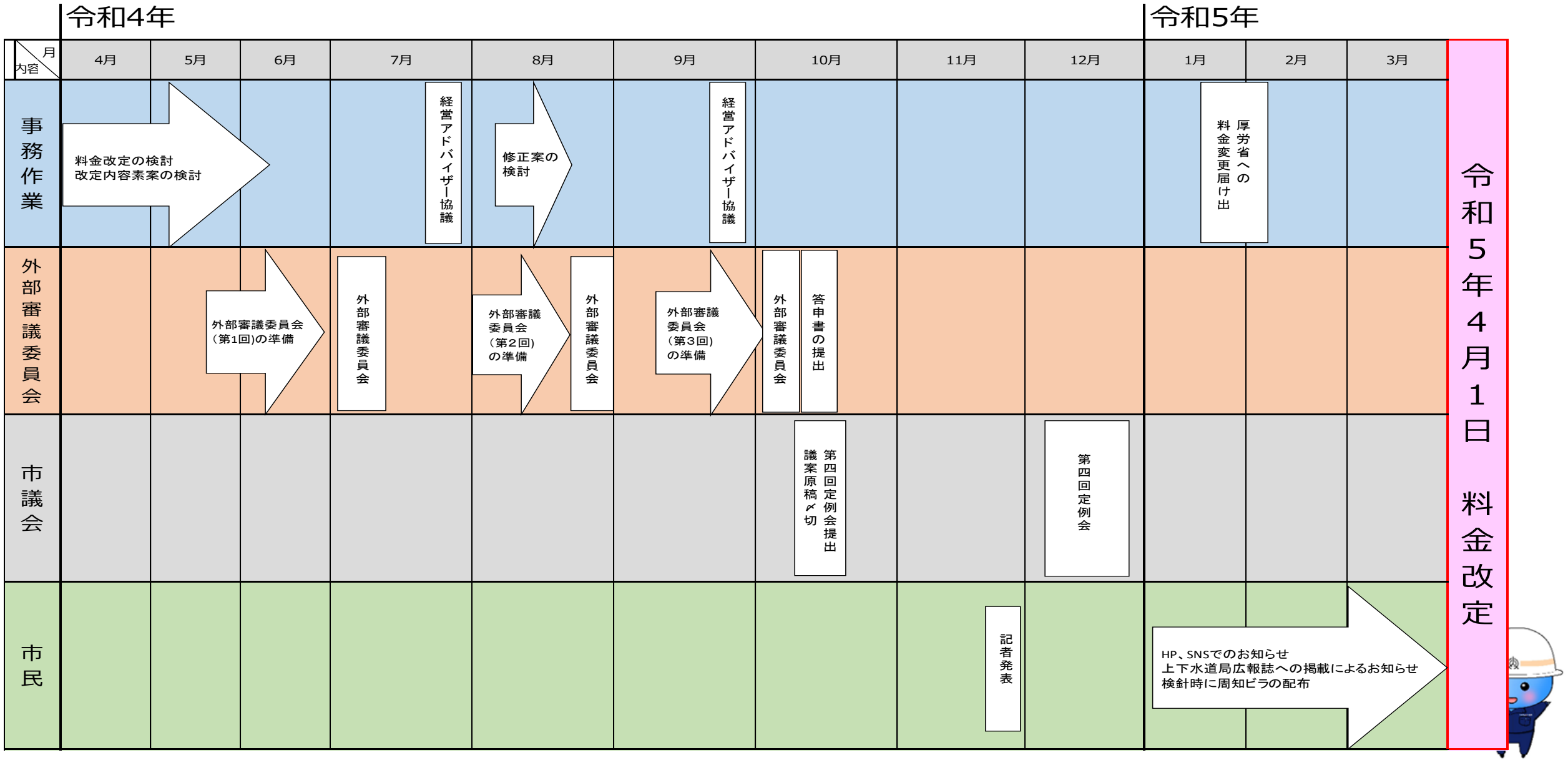
・施設や事業所などの大口利用者の水需要の喚起

・地下水利用者の水道水回帰の喚起

・減額改定による減収見込み　→税抜き約5.1億円/年（平均改定率▲５．７６％）



4.作業スケジュールと周囲への説明



４.作業スケジュールと周囲への説明

減額改定ということもあり、外部審議委員会、議会、市民からの強い反対はなかったが、次のような意見が多かった。

・多くのものが物価高騰しているなかで値下げをして財政的に大丈夫なのか。
・老朽施設の更新や災害への備えに影響はないのか。
・次回の料金改定で値上げをするのではないか。

・減額改定するのであれば、一般家庭（小口利用者)が恩恵を受けられるように改定したほうがいいのではないか。



Qなぜ一般家庭（小口利用者)が恩恵を受けられるようにしないのか

・新料金体系（令和5年4月1日～）

低廉な単価

用途	メーターの口径	基本料金（1月につき）		従量料金（1月につき）				
				第1段	第2段	第3段（旧第3・4段）	第4段（旧第5段）	第5段（新設）
一般用	13mm	5㎥まで	800円	5㎥を超え8㎥まで 50円/㎥	8㎥を超え20㎥まで 145円/㎥	260円/㎥	310円/㎥	230円/㎥
	20mm		1,160円					
	25mm		1,430円					
	40mm	4,800円		1㎥から20㎥まで 230円/㎥				
	50mm	8,600円						
	75mm	17,500円						
	100mm	28,000円						
	150mm	61,500円						
	200mm	95,200円						
浴場用		150㎥まで 10,600円		150㎥を超える部分　95円/㎥				
船舶用				190円/㎥				
臨時用				230円/㎥				

＜給水原価　152.57円

（令和3年度数値）



5.今後の課題

・水道使用量のモニタリング

→今回の改定の影響を受ける大口利用者の使用状況の確認

・地下水利用者の水道水回帰の喚起

→地下水利用者へのヒアリング及び営業活動の実施

・水道事業会計の中長期的な財政計画の管理

→定期的な料金体系の見直しの検討



水道料金の改定については以上です。

